

沖縄県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児（以下「軽度・中等度難聴児」という。）に対して、沖縄県軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業補助金交付要綱（平成27年9月16日子障第721号。以下「交付要綱」という。）に基づき市町村が実施する補聴器の購入費用等の一部を助成することにより、言語の習得、コミュニケーション能力の向上及び教育等における健全な発達を支援し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、市町村とする。

(補聴器購入費等の特例)

第3条 災害等本人の責任に抛らない事情により亡失・毀損し、新たに補聴器を購入することが必要と認められる場合は、別表1に定める耐用年数の経過前であっても、購入する経費に対して助成を行うことができるものとする。

(交付申請の取扱い)

第4条 交付要綱第6条第1項で定める知事が定める日とは、毎年度4月1日とする。
ただし、予算の計上時期等により上記の期限までに提出することが困難な場合は、別途知事と協議した上で認められた場合は、前段により申請を行うことができるものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を希望する軽度・中等度難聴児の保護者（以下「申請者」という。）は、住所を有する市町村に対して、助成金交付申請書に、以下に掲げる書類を添えて交付申請するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する知事が定める耳鼻咽喉科の指定医師が、軽度・中等度難聴児の聴力の検査を実施した上で交付した意見書
- (2) (1)の意見書の処方に基づき、補聴器販売事業者が作成した補聴器の見積書
- (3) その他市町村が必要と認めるもの

(所得審査等)

第6条 申請書を受理した市町村は、申請者の所得状況を調査し、交付要綱第3条第3項に規定する助成対象からの除外に該当しないことを確認するものとする。ただし、助成金の交付を希望する軽度・中等度難聴児に配偶者や扶養義務者がいる場合は、それらの者についても申請者と同様に所得状況を調査するものとする。

(交付決定等)

第7条 市町村は、第5条の規定による交付申請を審査し、助成金の交付又は却下を決定する。

(補聴器の購入等)

第8条 申請者は、前条の規定による交付決定があった場合は、補聴器販売業者から速やかに補聴器の購入等を行うものとする。

(助成金の請求及び支払手続)

第9条 助成金の請求及び支払方法は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補聴器の購入等を行った申請者は、請求書に補聴器の購入等に係る領収書を添えて、市町村に対して請求するものとする。ただし、市町村は、申請者の利便性を考慮し、申請者に支給すべき額を上限として、申請者に代わり補聴器販売業者に支払うこと（代理受領）ができる。
- (2) 市町村は、前号により請求があったときは、内容を審査の上、助成金を交付するものとする。

(関係帳簿の作成)

第10条 市町村は、助成金の交付に当たり、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成台帳（別紙様式）を備え、必要な事項を記載するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年9月16日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 平成27年度の交付申請については、第4条第1項で定める4月1日は平成28年1月4日とする。

別紙様式

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成台帳

市町村名： _____

単位：円

交付番号	申請受付年月日	対象児童名	生年月日	住所地	保護者名	交付決定年月日	補聴器の種類／修理部位	区分	装用耳	補聴器購入業者名	交付年月日	購入費等の額	助成対象額	利用者負担額	助成金額	備考

(注)

- 1 区分欄には、「新規」「更新」「修理」のいずれかを記載すること。
- 2 補聴器の新規購入又は更新の場合は、補聴器の種類は、次の(1)～(11)の番号を記載すること。
 - (1) 軽度・中等度難聴用ポケット型
 - (2) 軽度・中等度難聴用耳かけ型
 - (3) 高度難聴用ポケット型
 - (4) 高度難聴用耳かけ型
 - (5) 重度難聴用ポケット型
 - (6) 重度難聴用耳かけ型
 - (7) 耳あな型 (レディメイド)
 - (8) 耳あな型 (オーダーメイド)
 - (9) 骨導式ポケット型
 - (10) 骨導式眼鏡型
 - (11) FM型補聴器の場合は、基準額に追加する。